

○情報の公開について

【水質測定結果 井戸水(月1回)】

【水質測定結果 井戸水(年1回)】

注1) 基準値＝水道法に基づく水質基準 ☆:地下水の水質汚濁に係る環境基準

注2) ※:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第二に定める地下水等検査項目

【施設の点検】

[illegible]